

6月29日(日)告示・7月6日(日)投票 高梁市農業委員会委員選挙

■問い合わせ 選挙管理委員会事務局 ☎0255

◆注意事項 農業委員会委員選挙は、次の事項が通常の選挙とは異なりますのでご注意ください。

- ①選挙区を設けるので、投票の有無が選挙区ごとに決まります。
- ②期日前投票所は、選挙区ごとに設けます。
- ③投票日当日の投票所が、通常の選挙より少なくなっています。

◆期日前投票 日 時…6月30日(月)～7月5日(土) 午前8時30分～午後8時
投票所…旧高梁市：市役所分庁舎会議室、旧4町（有漢・成羽・川上・備中町）：各地域局

◆投票 日 時…7月6日(日) 午前7時～午後6時
投票所…入場券に記載してある投票所をご確認ください。
(投票が行われる選挙区には入場券を送付します。)

▶各投票区の投票所は次のとおりです。

選挙区名	投票区名	投票区の区域	投票所（施設の名称）
第1	高梁	和田町、鍛冶町、下町、東町、鉄砲町、南町、旭町、中原町、中間町、弓之町、横町、松原通、正宗町、栄町、川端町、内山下、本町、新町、片原町、小高下町、御前町、石火矢町、頼久寺町、中之町、伊賀町、奥万田町、寺町、向町、荒神町、八幡町、甲賀町、柿木町、大工町、間之町、浜町、上谷町、下谷町、原田北町、原田南町、段町、津川町今津（内山下一）、松山、高倉町大瀬八長、落合町近似（光ヶ丘、市場を除く）	高梁市役所分庁舎会議室
	津川	津川町八川、津川町今津（内山下一を除く）	津川総合会館
	玉川	玉川町玉（上神崎、下神崎、神崎本多アパートを除く）、玉川町下切、玉川町増原	玉川総合会館
	落合	玉川町玉（上神崎、下神崎、神崎本多アパート）、落合町阿部、落合町近似（光ヶ丘、市場）、落合町原田、落合町福地	落合小学校体育館
第2	川面	川面町	川面地域福祉センター
	巨瀬	巨瀬町	巨瀬地域福祉センター
	中井	中井町津々、中井町西方	方谷の里ふれあいセンター
第3	宇治	宇治町遠原、宇治町宇治、宇治町穴田、宇治町本郷	宇治総合会館
	松原	松原町大津寄、松原町松岡、松原町春木、松原町神原	松原町コミュニティハウス
	高倉	高倉町飯部、高倉町田井	高倉地域市民センター
第4	有漢	有漢町有漢（土居を除く）	有漢地域センター
	上有漢	有漢町有漢（土居）、有漢町上有漢	有漢農業構造改善センター
第5	成羽	成羽町下日名、成羽町上日名、成羽町下原、成羽町星原、成羽町佐々木、成羽町成羽、成羽町羽山	成羽総合福祉センター
	中	成羽町羽根、成羽町小泉、成羽町相坂、成羽町長地、成羽町布寄（田原、阿部山を除く）	中コミュニティセンター
	田原	成羽町布寄（田原、阿部山）、成羽町中野（中野田原）	田原集会所
	吹屋	成羽町吹屋、成羽町中野（中野田原を除く）、成羽町坂本	ばんやんカントリーハウス
第6	手荘	川上町地頭、川上町七地、川上町三沢、川上町領家、川上町膳数、川上町吉木、川上町下大竹（野呂）	川上総合学習センター
	大賀	川上町仁賀、川上町上大竹、川上町下大竹（野呂を除く）	大賀集会所
	高山	川上町大原、川上町高山、川上町高山市	旧高山小学校
第7	黒鳥	備中町志藤用瀬、備中町布瀬、備中町長屋、備中町布賀（黒鳥住宅、黒鳥、数之瀬、下長谷、中長谷、上長谷、前谷、大地）、備中町平川（井川、後谷、中迫、竹之倉、二又瀬、角子惣田）、備中町東油野（田原下、田原中、田原上）	備中地域局
	布賀	備中町布賀（向、郷、中、大原、東）	布賀ふれあい会館
	平川	備中町平川（上郷、中郷上組、中郷下組、下郷日名、下郷隠地、下郷宮側、天王臼谷、大原田間地、木之村、小迫通槇、金野、山添、堀井、小戸森、阿部浦、小林、前北、後北、坪野乙原、名木、平弟子、東安田、西安田、津々羅、越山）	ひらかわいこいの家
	湯野	備中町東油野（上原、金石郷、森迫、入野、笹屋）、備中町西油野（北方、本郷、下谷、奥郷、指田、芳谷佐原目、正信）	コミュニティハウス湯野荘
	西山	備中町西油野（簾竹、高岩）、備中町西山	コミュニティハウス西山荘

【おわびと訂正】 5月号5ページに誤りがありました。おわびして訂正します。
○立候補予定者説明会 日時（誤）6月11日(水) → (正)6月11日(水) ○告示・立候補届出受付 日時（誤）6月29日(日) → (正)6月29日(日)
○期日前投票 日時（誤）6月30日(月) → (正)6月30日(月) ○投票、選挙会（開票）日時（誤）7月6日(日) → (正)7月6日(日)



保険料、被保険者証についてお知らせします 後期高齢者医療制度

8月1日から有効となる被保険者証と平成26年度保険料決定通知・納入通知書を7月中旬に郵送します。また、保険料を現金で納めていただく人には、納付書も併せて郵送します。

■問い合わせ 保険課健康保険係 ☎0255



◆保険料の納付方法

保険料の納付方法は、原則、年金からの天引き（特別徴収）になります。ただし、特別徴収の事由に該当しない人や、年度の途中で後期高齢者医療制度へ加入した人、他の市町村から転入した人は、納付書や口座振替（普通徴収）による納付となります。

◆口座振替をご利用ください

納付書による納付となっていない人は、便利な口座振替をご利用ください。手続きは、市指定金融機関などに備えてある「市税等口座振替依頼書」を金融機関へお届けください。

なお、金融機関の受付日から手続き完了までに、1カ月程度かかる場合があります。また、年金からの保険料の天引き（特別徴収）を口座振替にすることもできます。希望される場合は、各金融機関で口座振替の手続きを行ってからの、保険課、各地域局、各地域市民センターに申出書を提出してください。

◆被保険者証の更新について

現在、お手元をお持ちの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、7月31日(木)までです。7月中旬に、新しい被保険者証（紫色）をお届けしますので、8月以降に医療機関などで受診するときは、必ず新しい被保険者証を窓口提示してください。

◆保険料率の変更について

平成26年度から後期高齢者医療制度の保険料率に変更になりました。保険料率は、2年ごとに見直しが行われ、県内均一になっています。

◆保険料の決まり方について

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。※所得の低い人は、世帯の所得水準に応じて均等割額が軽減されます。

◆保険料の決まり方

$$1人あたりの年間保険料額(限度額57万円) = 均等割額(4万6300円) + 所得割額(所得-33万円) \times 所得割率(9.15\%)$$

※1人当たりの保険料は、100円未満を切り捨てます。

◆変更の内容

区分	平成24・25年度	平成26・27年度
均等割額	4万5000円	4万6300円
所得割率	8.97%	9.15%
保険料の限度額	55万円	57万円

◆一部負担金の割合

医療機関等の窓口で支払う一部負担金の割合は、所得区分に応じて決まります。

所得区分	判定基準	一部負担金割合
現役並み所得者	住民税の課税所得額（各種控除後）が145万円以上ある人や、その被保険者と同じ世帯にいる被保険者	3割
一般	現役並み所得者、低所得者Ⅱ、低所得者Ⅰ以外の人	1割
低所得者Ⅱ	世帯の全員が住民税非課税の人（低所得者Ⅰ以外の人）	
低所得者Ⅰ	世帯の全員が住民税非課税で、世帯全員の所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる人および老齢福祉年金受給者	